

I. 組織再編と M&A (続)

2. 合併

2. 3. 瑕疵ある合併に対する救済

2. 3. 1. 取締役に対する損害賠償請求

存続会社の取締役

大阪地判平成 12 年 5 月 31 日判時 1742 号 141 頁 (I-174)

合併対価が株式の場合と金銭の場合

消滅会社の取締役

東京地判平成 23 年 9 月 29 日判時 2138 号 134 頁 (I-175、日本興亜損保事件)

2. 3. 2. 合併無効の訴え

(1) 手続的要件

原告適格 (828 条 2 項 7・8 号)

提訴期間 (828 条 1 項 7・8 号)

Cf. 大阪地判平成 24 年 6 月 29 日判タ 1390 号 309 頁 (I-178)

(2) 認容判決の効果

対世効 (838 条)

遡及効なし (839 条)

合併の効力発生後になされた行為についての連帯責任 (843 条)

(3) 無効事由

① 合併手続の瑕疵

合併契約の不備

名古屋地判平成 19 年 11 月 21 日金判 1294 号 60 頁 (I-177)

事前開示の不備

神戸地裁尼崎支判平成 27 年 2 月 26 日金判 1468 号 58 頁

債権者異議手続の不備

合併承認決議の不備

株主総会決議の瑕疵を争う訴えと合併無効の訴えの関係

②合併比率の不公平

東京高判平成2年1月31日資料版商事法務77号193頁 (I-176事件)

2. 3. 3. 合併差止請求

合併の法令・定款違反 (784条の2第1号、796条の2第1号、805条の2)

Ex. 事前開示の不備

合併対価の著しい不当性 (784条の2第2号、796条の2第2号)

略式手続の場合のみ

通常の合併の場合に対価の不当性を理由として差止める余地はあるか?

消滅会社取締役の善管注意義務違反

株主総会決議取消しの訴えを本案とする仮処分 (民事保全法23条2項)

3. 株式交換・株式移転

3. 1. 株式交換・株式移転の意義と効果

株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社／新設株式会社が取得 (769・774条)

→完全親子会社関係の成立

資産・債務は原則として移転しない

会計処理

3. 2. 株式交換・株式移転の手続

3. 2. 1. 株式交換契約の締結、株式移転計画の作成と事前開示

株式交換契約 (767条、768条)

株式移転計画 (772条、773条)

事前開示 (782条、794条、803条)

3. 2. 2. 株主総会による承認と株式買取請求権

株主総会決議

原則 (783条1項、795条1項、804条1項)

略式手続 (784条1項、796条1項)

簡易手続 (796条3項)

株式買取請求権（785条、797条、806条）

3. 2. 3. 新株予約権買取請求権

完全子会社側の新株予約権の扱い（768条1項4号5号、769条4項5項）

新株予約権買取請求権（787条1項3号、808条1項3号）

3. 2. 4. 会社債権者異議手続

子会社になる側の債権者

完全親会社に承継される新株予約権付社債（789条1項3号、810条1項3号）

親会社になる側の債権者

株式以外の対価を交付する場合（799条1項3号、施行規則198条）

完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合（799条1項3号）

3. 2. 5. 効力発生と登記

株式移転の登記（925条）

対抗問題は生じない

3. 2. 6. 事後開示

事後開示（791条、801条、811条）

3. 3. 瑕疵ある株式交換・株式移転

3. 3. 1. 取締役に対する損害賠償請求

3. 3. 2. 株式交換・株式移転無効の訴え

対世効（838条）

遡及効なし（839条）

完全子会社の元株主への完全子会社株式の交付（844条）

3. 3. 3. 株式交換・株式移転差止請求